

今後の実施予定事業について

資料 4-1

具体的な施策					番号	想定される手法
4-1 空き家等の予防・適正管理	(1)	啓発	空家等の所有者等への積極的な意識啓発	空家等の管理責任は所有者等にあるため、所有者等に対し空家等の管理に関する意識を高めることを目的に、空家等対策に係る情報提供やセミナー等により啓発を行います。	1	施策の情報提供及び関係団体との連携による空家等を生み出さないためのセミナーイベントの開催
			空家等予備軍に対する意識啓発	空家等を生み出さないため、空家等となる可能性のある住宅（ひとり暮らし高齢者など）に対し、窓口面談、文書送付などにより啓発を行います。	2	高齢者に対する啓発及び実態調査
			防犯に関する啓発	空家等への不審者の侵入、また危険な空家等が子どものたまり場となることによる事故を未然に防ぐため、防犯啓発パトロールを継続して実施するとともに、各地域で活動する防犯ボランティア団体と空家等に関する情報を交換しながら、防犯に関する啓発を強化します。	3	相続等の相談会の開催
					4	防犯啓発パトロールの継続実施、体制強化の検討
					5	各地域で活動する防犯ボランティア団体との情報交換
	(2)	相談	専門家等との連携	空家等の所有に関する相談や賃貸・売却・管理・解体などに関する具体的な相談にも適切に対応するため、不動産や建築等の関連団体や専門家との連携を図ります。	6	協議会委員選出団体をはじめとする各種関係団体、専門家と連携した相談体制の構築
	(3)	管理等不全な空家に対する助言等	空家等管理事業者との連携	シルバー人材センターなど空家等管理を行っている事業者との連携を図るとともに、事業者に対して空家等管理サービス充実の働きかけを行います。	7	民間の空家等管理事業者との連携のあり方（登録制など）の検討
4-2 空家等の利活用	(1)	中古住宅としての流通促進	中古住宅の流通促進	空家等が活用されるよう不動産事業者との連携により中古住宅の流通促進を図ります。	8	不動産事業者が空家等を買取ってリフォームを行う場合の敷地の取得費用に対する補助などの事業者向け支援制度の検討
			住宅ストックとしての空家等の活用	空家等を住宅ストックとして効果的に活用することにより、住居の確保と住生活の向上を図ります。	9	空家等を活用した新たな住宅セーフティネット制度（高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設など）の周知、活用促進
					10	災害時において、空家等を被災者住宅や物資置場等として活用
			シティセールスの充実	市の住環境の魅力や暮らしのサービス水準をアピールするシティセールスを行います。	11	市外の方の空家等の活用も視野に入れたPRの実施
					12	国、県の情報サイトの活用
			専門家と連携した中古住宅の利活用方策の検討	建築や不動産関係団体の協力を得ながら、空家等活用によるリノベーション事例を紹介し、空家等の活用に対する関心を高めます。	13	セミナー開催などで事例紹介をし、中古住宅の利活用についての関心を高めるための啓発活動
	(2)	まちづくり資源としての有効活用	関係団体と連携したリフォーム支援の検討	関係団体と連携し、リフォームに対する支援を検討します。	14	リフォーム補助制度の構築などの個人所有者向けの支援制度の検討
			地域資源としての空家等の有効活用の促進	地域交流や地域活性化、福祉サービスの拡充等の観点から有効な利活用を図ります。	15	空家等を資源として捉え、地域交流や福祉関係の所管部署や関係団体と協力した資源の有効活用への取組
			活用事例などの情報提供	全国のような空家等の活用事例の情報提供を行います。	16	全国の実例の情報を収集し、情報提供及び施策の展開
			活用方法の提案募集	空家等をまちづくり資源として捉えた新しい活用方法の提案を募集し、その提案を実現するために必要な費用の一部を助成します。	17	提案型空き家利活用リフォーム助成事業（事例：大阪府豊中市）などの先進事例を参考にした制度構築の検討
					18	空家等を活用したシェアハウス（学生向け、高齢者向け、単身者向けなど幅広い層に対応）に関する支援の検討

	具体的な施策				番号	想定される手法
4 1 2 空家等の除却	(1)	除却の促進	解体・除却に関する支援の検討	空家等解体ローン、支払利息の一部助成の検討を行います。また、解体除却を行った所有者等に対し、一定期間、固定資産税の減免措置を継続するなどの税の優遇措置を検討します。	19	利子補給補助（事例：春日井市）などの先進事例を参考にした制度構築の検討
			緊急安全措置等に関する条例の制定の検討	空家等の老朽化等により、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認められる場合は、その危険な状態を回避するために、必要な最小限度の措置を講ずることが考えられるため、空家法とは別に、緊急安全措置等に関する条例の制定の検討を行います。	20	固定資産税の減免に関する優遇措置の検討
	(2)	跡地的地活の用積極	緊急安全措置等に関する条例の制定の検討	空家等の老朽化等により、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認められる場合は、その危険な状態を回避するために、必要な最小限度の措置を講ずることが考えられるため、空家法とは別に、緊急安全措置等に関する条例の制定の検討を行います。	21	空家等が人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼさないため、緊急安全措置等を講ずるための条例の検討
			跡地の活用に関する支援の検討	密集市街地等において、除却跡地が広場として活用される場合は、除却費用の一部助成の検討を行います。	22	除却費用補助について、国の制度に照らし合わせた制度構築の検討